市民部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市民部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務 (別表)

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、地域安全課の地域安全安心活動推進事業における令和2年10月分の普通旅費(日帰り)の支給において、出張命令書により上司の決裁を受けていないにもかかわらず、職員に対する旅費は支給されていたものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(地域安全課)

(2) 契約に関する事務

契約規則によると、契約書には契約の目的など契約に必要な事項を記載しなければならないとされている。しかし、横須賀市特別定額給付金システム用機器借上に係る賃貸借契約において、複数の物件を借り上げているが、それぞれの物件の品名、単価、数量等の内訳が確認できる仕様書等が添付されていない契約書により契約していたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(地域安全課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工事名	契約金額	契約年月日	工事期間
西行政センター特 定天井及び外壁タ イルその他改修工 事 (西行政センター)	191, 325, 640円	令和2年1月16日	令和2年1月16日 ~ 令和2年10月15日